令和７年度

社会福祉法人　アソカ福祉会

アソカ保育園　自己評価表

評価日　令和８年3月31日

アソカ保育園　令和７年度　自己評価表

第１　保育所の運営管理

評価項目	評価
職員の職務（役割・責任の範囲など）を明確にしているか （A）職員の職務（役割・責任の範囲など）を明確にしており、職員の共通理解も十分図られている （B）職員の職務（役割・責任の範囲など）を明確にしているが、職員の共通理解が十分ではない （C）職員の職務（役割・責任の範囲など）を明確にしていない、または職員の共通理解を図っていない	A
職員の労働環境や意向を定期的に把握し、改善する仕組みは十分構築されている （A）職員の労働環境や意向を定期的に把握し、改善する仕組みが十分構築されている （B）職員の労働環境や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みが十分ではない （C）職員の労働環境や意向を把握していない、または改善する仕組みがない	B
職員の福利厚生や健康維持のための取り組みを行っているか （A）職員の福利厚生や健康維持のための取り組みを十分行っている （B）職員の福利厚生や健康維持のための取り組みを行っているが、十分ではない （C）職員の福利厚生や健康維持のための取り組みを行っていない	A
個人情報の保護に配慮した保育所の運営を行っているか （A）個人情報の保護や守秘義務に関する規程などを整備しており、職員の共通理解も得られている （B）個人情報の保護や守秘義務に関する規程などを整備しており、職員の共通理解が十分ではない （C）個人情報の保護や守秘義務に関する規程などを整備していない、または職員の共通理解を図っていない	A
保育の提供に関する記録を整備しているか （A）保育の提供に関する記録を行う書類を整備しており、その種類や内容も十分である （B）保育の提供に関する記録を行う書類を整備しているが、その種類や内容が十分ではない （C）保育の提供に関する話し合いの場を設けていない、または職員の共通理解を図っていない	A
保育の提供等に関する話し合いの場を設けているか （A）保育の提供等に関する話し合いの場を設けており、職員の共通理解も得られている （B）保育の提供等に関する話し合いの場を設けているが、職員の共通理解が十分ではない （C）保育の提供等に関する話し合いの場を設けていない、または職員の共通理解を図っていない	B
保育所にある各種マニュアルについて、検証・見直しを行っているか （A）各種マニュアルの検証・見直しを行っており、職員の共通理解も十分図られている （B）各種マニュアルの検証・見直しを行っているが、保護者から同意書を受領していない （C）各種マニュアルの検証・見直しを行っていない、または職員の共通理解を図っていない	B
保育所の利用開始（保育の提供）に際し、保護者に重要事項説明書の交付及び説明を行っているか （A）重要事項説明書の交付及び説明を行っており、保護者から同意書を受領している （B）重要事項説明書の交付及び説明を行っているが、保護者から同意書を受領していない （C）重要事項の説明書の交付及び説明を行っていない	A
実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取り組みをしているか （A）実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取り組みを実施している （B）実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しているが、積極的な取り組みには至っていない （C）実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない	B

第２　保育の内容

評価項目	評価
子どもの発達を理解し、保育指針に示す『生命の保持』に関する援助を適切に行っているか (A) 適切な援助を行っており、職員の共通理解も十分に図られている (B) 適切な援助を行っているが、職員の共通理解が十分ではない (C) 適切な援助を行っていない、または職員の共通理解を図っていない	A
子どもの発達を理解し、保育指針に示す『情緒の安定』に関する援助を適切に行っているか (A) 適切な援助を行っており、職員の共通理解も十分に図られている (B) 適切な援助を行っているが、職員の共通理解が十分ではない (C) 適切な援助を行っていない、または職員の共通理解を図っていない	B
子どもの発達を理解し、保育指針に示す『健康』を踏まえた保育を提供しているか (A) 適切に保育を提供しており、職員の共通理解も十分に図られている (B) 適切に保育を提供しているが、職員の共通理解が十分ではない (C) 適切に保育を提供していない、または職員の共通理解を図っていない	A
子どもの発達を理解し、保育指針に示す『人間関係』を踏まえた保育を提供しているか (A) 適切に保育を提供しており、職員の共通理解も十分に図られている (B) 適切に保育を提供しているが、職員の共通理解が十分ではない (C) 適切に保育を提供していない、または職員の共通理解を図っていない	A
子どもの発達を理解し、保育指針に示す『環境』を踏まえた保育を提供しているか (A) 適切に保育を提供しており、職員の共通理解も十分に図られている (B) 適切に保育を提供しているが、職員の共通理解が十分ではない (C) 適切に保育を提供していない、または職員の共通理解を図っていない	A
子どもの発達を理解し、保育指針に示す『言葉』を踏まえた保育を提供しているか (A) 適切に保育を提供しており、職員の共通理解も十分に図られている (B) 適切に保育を提供しているが、職員の共通理解が十分ではない (C) 適切に保育を提供していない、または職員の共通理解を図っていない	A
子どもの発達を理解し、保育指針に示す『表現』を踏まえた保育を提供しているか (A) 適切に保育を提供しており、職員の共通理解も十分に図られている (B) 適切に保育を提供しているが、職員の共通理解が十分ではない (C) 適切に保育を提供していない、または職員の共通理解を図っていない	A
保育指針に示す『保育に関わる全般的な配慮事項』を踏まえた保育を提供しているか (A) 適切に保育を提供しており、職員の共通理解も十分に図られている (B) 適切に保育を提供しているが、職員の共通理解が十分ではない (C) 適切に保育を提供していない、または職員の共通理解を図っていない	A
乳児に対し、保育指針に示す『乳児保育に関わる配慮事項』を踏まえた保育を提供しているか (A) 適切に保育を提供しており、職員の共通理解も十分に図られている (B) 適切に保育を提供しているが、職員の共通理解が十分ではない (C) 適切に保育を提供していない、または職員の共通理解を図っていない	A
１～２歳児に対し、保育指針に示す『乳児保育に関わる配慮事項』を踏まえた保育を提供しているか (A) 適切に保育を提供しており、職員の共通理解も十分に図られている (B) 適切に保育を提供しているが、職員の共通理解が十分ではない (C) 適切に保育を提供していない、または職員の共通理解を図っていない	A
3～5歳児に対し、保育指針に示す『３歳以上児の保育に関わる配慮事項』を踏まえた保育を提供しているか (A) 適切に保育を提供しており、職員の共通理解も十分に図られている (B) 適切に保育を提供しているが、職員の共通理解が十分ではない (C) 適切に保育を提供していない、または職員の共通理解を図っていない	A

第２　保育の内容（続き）

評価項目	評価
障害のある子どもに対し、保育指針にある『障害のある子どもの保育』を踏まえた保育を提供しているか (A) 適切に保育を提供しており、職員の共通理解も十分に図られている (B) 適切に保育を提供しているが、職員の共通理解が十分ではない (C) 適切に保育を提供していない、または職員の共通理解を図っていない	A
子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、修学に向けて、保育指針にある『小学校との連携』を図っているか (A) 連携を図っており、連携方法も適切である。 (B) 連携は図っているが、連携方法が適切ではない。 (C) 連携を図っていない。	B

第３　保育の計画及び評価

評価項目	評価
保育所の保育理念や子どもの発達過程を踏まえた保育過程を編成しているか (A) 保育理念や子どもの発達過程を踏まえた保育過程を編成しており、職員の共通理解も十分図られている (B) 保育理念や子どもの発達過程を踏まえた保育過程を編成しているが、職員の共通理解が十分ではない (C) 保育過程を編成していない、または職員の共通理解を図っていない	A
保育過程に基づき、指導計画を作成しているか (A) 保育過程に基づき、指導計画を作成しており、職員の共通理解も十分図られている (B) 保育過程に基づき、指導計画を作成しているが、職員の共通理解が十分ではない (C) 指導計画を作成していない、または職員の共通理解を図っていない	A
保育の提供結果について評価し、指導計画の見直しを行っているか (A) 指導計画の見直しを行っており、職員の共通理解も十分図られている (B) 指導計画の見直しを行っているが、職員の共通理解が十分ではない (C) 指導計画の見直しを行っていない、または共通理解を図っていない	B
職員の自己評価を行っているか (A) 自己評価を行っており、職員が自己評価の目的や意義を十分理解している (B) 自己評価を行っているが、職員が自己評価の目的や意義を十分理解していない (C) 自己評価を行っていない、または職員が自己評価の目的や意義を理解していない	B
保育所の自己評価を行っているか (A) 自己評価を行っており、その結果を保育所の運営に十分反映させている (B) 自己評価を行っているが、その結果を保育所の運営に十分反映させていない (C) 自己評価を行っていない	B

第４－１　健康及び安全（子どもの健康支援）

評価項目	評価
子どもの健康状態、発育及び発達状態を把握しているか (A) 子どもの健康状態、発育及び発達状態を把握しており、職員の共通理解も十分図られている (B) 子どもの健康状態、発育及び発達状態を把握しているが、職員の共通理解が十分ではない。 (C) 子どもの健康状態、発育及び発達状態を把握していない、又は職員の共通理解を図っていない	A
子どもの健康診断を行っているか (A) 入園時及び１年に２回の健康診断を行っており、その結果を保護者に伝えている (B) 入園時及び１年に２回の健康診断を行っているが、その結果を保護者に伝えていない (C) 入園時及び１年に２回の健康診断を行っていない	A
感染症を予防するための取り組みを行っているか (A) 感染症を予防するための取り組みを行っており、職員の共通理解も十分図られている (B) 感染症を予防するための取り組みを行っているが、職員の共通理解が十分ではない (C) 感染症を予防するための取り組みを行っていない、または職員の共通理解を図っていない	A
感染症発生時の体制や対応方法などを定めているか (A) 感染症発生時の体制や対応方法などを定めており、職員の共通理解も十分図られている (B) 感染症発生時の体制や対応方法などを定めており、職員の共通理解が十分ではない (C) 感染症発生時の体制や対応方法などを定めていない、または職員の共通理解を図っていない	A
保育所において与薬をする場合、与薬に対する対応方法などを定めているか (A) 対応方法などを定めており、職員の共通理解も十分図られている (B) 対応方法などを定めているが、職員の共通理解が十分ではない (C) 対応方法などを定めていない、または職員の共通理解を図っていない	A

第４－２　健康及び安全（環境及び衛生管理）

評価項目	評価
子どもが心地よく落ち着いて過ごすことができる環境を整備しているか (A) 子どもが心地よく落ち着いて過ごすことができる環境を整備している (B) 子どもが心地よく落ち着いて過ごすことができる環境を整備しているが、十分ではない (C) 子どもが心地よく落ち着いて過ごすことができる環境を整備していない	B
衛生管理のための取り組みを行っているか (A) 衛生管理のための取り組みを行っており、職員の共通理解も十分図られている (B) 衛生管理のための取り組みを行っているが、職員の共通理解が十分ではない (C) 衛生管理のための取り組みを行っていない、または職員の共通理解を図っていない	A

第４－３　健康及び安全（事故防止及び安全管理）

評価項目	評価
事故防止や安全管理のための取り組みを行っているか (A) 事故防止や安全管理のための取り組みを行っており、職員の共通理解も十分図られている (B) 事故防止や安全管理のための取り組みを行っているが、職員の共通理解が十分ではない (C) 事故防止や安全管理のため取り組みがされていない、または職員の共通理解を図っていない	A
事故発生時の体制や対応方法などを定めているか (A) 事故発生時の体制や対応方法などを定めており、職員の共通理解も十分図られている (B) 事故発生時の体制や対応方法などを定めているが、職員の共通理解が十分ではない (C) 事故発生時の体制や対応方法などを定めていない、または職員の共通理解を図っていない	A
災害に対する安全確保のための取り組みを行っているか (A) 災害に対する安全確保のための取り組みを行っており、職員の共通理解も十分図られている (B) 災害に対する安全確保のための取り組みを行っているが、職員の共通理解が十分ではない (C) 災害に対する安全確保のための取り組みがされていない、または職員の共通理解を図っていない	A
災害時の体制や対応方法などを定めているか (A) 災害時の体制や対応方法などを定めており、職員の共通理解も十分図られている (B) 災害時の体制や対応方法などを定めているが、職員の共通理解が十分ではない (C) 災害時の体制や対応方法などを定めていない、又は職員の共通理解を図っていない	A

第４－４　健康及び安全（食育の推進）

評価項目	評価
子どもが食事を楽しむことができる環境を整えたり、工夫をしているか (A) 子どもが食事を楽しむことができる環境を整えたり、工夫をしている (B) 子どもが食事を楽しむことができる環境を整えたり、工夫をしているが、十分ではない (C) 子どもが食事を楽しむことができる環境を整えたり、工夫をしていない	A
子どもにふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしているか (A) 子どもの喫食状況を把握しており、献立の作成や調理も工夫している (B) 子どもの喫食状況を把握しているが、献立の作成や調理の工夫が十分ではない (C) 子どもの喫食状況を把握していない、または献立の作成や調理を工夫してない	A
食物アレルギーを持つ子どもなどに対して、適切な対応を行っているか (A) 主治医からの指示や嘱託医からの助言を受け、保護者と連携して対応している (B) 主治医からの指示や嘱託医からの助言を受け、保護者と連携して対応しているが、十分ではない (C) 主治医からの指示や嘱託医からの助言を受けていない、または保護者と連携していない	A

第５　保護者に対する支援

評価項目	評価
保護者に対して、保育の内容や子どもの様子などを伝える取り組みを行っているか (A) 保護者に対する取り組みを行っており、職員の共通理解も十分図られている (B) 保護者に伝える取り組みを行っているが、職員の共通理解が十分ではない (C) 保護者に伝える取り組みを行っていない。または職員の共通理解を図っていない	A
保護者との相互理解のための取り組みを行っているか (A) 保護者との相互理解のための取り組みを行っており、職員の共通理解も十分図られている (B) 保護者との相互理解のための取り組みを行っているが、職員の共通理解が十分ではない (C) 保護者との相互理解のための取り組みを行っていない、または職員の共通理解を図っていない	A
虐待などの疑いがある子どもの早期発見のための取り組みを行っているか (A) 虐待などの疑いがある子どもの早期発見のための取り組みを行っており、職員の共通理解も十分図られている (B) 虐待などの疑いがある子どもの早期発見のための取り組みを行っているが、職員の共通理解が十分ではない (C) 虐待などの疑いがある子どもの早期発見のための取り組みを行っていない、または共通理解を図っていない	A
保護者からの相談・意見・苦情解決のための取り組みを行っているか (A) 相談・意見・苦情解決のための取り組みを行っており、職員の共通理解も十分図られている (B) 相談・意見・苦情解決のための取り組みを行っているが、職員の共通理解が十分ではない (C) 相談・意見・苦情解決のための取り組みを行っていない、または職員の共通理解を図っていない	A

第６－１　職員の資質向上（所長の責務）

評価項目	評価
所長自身が保育所の運営に必要な法令等を理解するための取り組みを行っているか (A) 保育所の運営に必要な法令等を理解するための取り組みを行っているか (B) 保育所の運営に必要な法令等を理解するための取り組みを行っているが、十分ではない (C) 保育所の運営に必要な法令等を理解するための取り組みを行っていない	A
保育所の運営に必要な関係機関などを把握しているか (A) 関係機関などの役割や連絡方法などを把握しており、職員への周知も行っている (B) 関係機関などの役割や連絡方法などを把握しているが、職員への周知が十分ではない (C) 関係機関などの役割や連絡方法などを把握していない、または職員への周知を図っていない	A
職員が保育所の運営に必要な法令等を理解するための機会を設けているか (A) 関係機関などの役割や連絡方法などを把握しており、職員への周知も行っている (B) 関係機関などの役割や連絡方法などを把握しているが、職員への周知が十分ではない (C) 関係機関などの役割や連絡方法などを把握していない、または職員への周知を図っていない	B
保育所の保育の質の向上のための取り組みに対し、指導力を発揮しているか (A) 保育所の保育の質の向上のための取り組みに対し、指導力を十分発揮している (B) 保育所の保育の質の向上のための取り組みに対し、指導力を発揮しているが十分ではない (C) 保育所の保育の質の向上のための取り組みに対し、指導力を発揮していない	B
事業の改善に向けた取り組みに指導力を発揮しているか (A) 事業の改善のための取り組みに対し、指導力を十分発揮している (B) 事業の改善のための取り組みに対し、指導力を発揮しているが十分ではない (C) 事業の改善のための取り組みに対し、指導力を発揮していない	B

第６－２　職員の資質向上（職員の研修等）

評価項目	評価
職員の資質向上に関する基本姿勢を明示している (A) 職員の知識や技術の習得に関する基本姿勢を明示している (B) 職員の知識や技術の習得に関する基本姿勢を明示しているが十分ではない (C) 職員の知識や技術の習得に関する基本姿勢を明示していない	B
職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されているか (A) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている (B) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分ではない (C) 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない	A
定期的に研修計画の評価・見直しを行っているか (A) 研修成果の評価を定期的に行っており、次の研修計画に反映している (B) 研修成果の評価を定期的に行っているが、次の研修計画に反映していない (C) 研修成果の評価を定期的に行っていない	A

■保育の実践における保育の気付きと振り返り

当園は、子どもたちと保護者のみなさまが安心して、安全・快適に利用することができるよう、保育の質向上や環境面の充実に努めている。社会環境が目まぐるしく変化する中、子どもたちの健やかな成長にどう関わり、保護者さまの子育てに関する心配や不安に寄り添っていけるのか。地域の子育て支援を担う施設であることを、職員一人ひとりがあらためて認識した上で保育を展開した。

令和７年度は、ご家庭と保育園の「接点」を増やして、子どもたちの発達に関して、認識や情報をよりつぶさに共有できるよう努めた。その一つが、新たに始めた取り組み「ミニ保育参観」である。朝の時間帯に30分程度、あいさつや体操、運動遊びなどを中心に見ていただいた。基本的な生活習慣が定着して「できること」が増え、お友だちや保育士と関わる場面などを通して、成長を感じていただいたようだった。平日朝ということもあり、各クラス一度ずつの開催だったので、今後は回数を増やすことも視野に入れたい。

子どもたちの成長・発達を手厚く支えていくには、職員一人ひとりの保育の質を高めることが欠かせない。令和７年度も前年度に引き続き、療育施設主催の研修に参加したり、心理士や理学療法士らの話を聞く機会を設けるなどして、子どもたちの心身の健やかな発育について見識を深めた。また、保育士キャリアアップ研修も積極的に受講し「乳児保育」「幼児教育」など、さまざまな分野で、高度な専門性を高めるよう努めた。とりわけ「保護者支援・子育て支援」の分野は、令和７年度までに16人の職員が修了している。

職員が、保護者さま一人ひとり違う育児に関する考えや困りごとなどを温かく受け止め、支える力を伸ばすことには特に力を注いでいる。声掛けや接し方、アドバイスなど、保護者さまに安心していただけるよう、スキルアップに向けて不断の努力を続け、ご家庭との信頼関係構築につなげたい。

■今後の課題と取り組み

当園は令和８年度より「認可保育所」から運営形態が変わり「保育所型認定こども園」として新たなスタートを切る。幼稚園教諭免許を持つ職員については「保育士」から「保育教諭」と職名も変わり、保育の質向上へ研さんを続けていくのはもちろん、小学校以降の学習や生活の基礎となる幼児期の教育にも力を注いでいく。

教育・保育を展開していく中で、大事にしたいのは主に「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」である。普段の園生活や遊びの中での多様な体験を通して、子どもたちができるようになったこと、気付いたこと、感じたことを蓄積しながら、思考力や判断力、表現力を引き出せるような教育・保育を実践していきたい。

例えば、クラスやグループで何かを決める際、アイデアを出し合ったり、意見が違う場合に、どう折り合い、まとめていくのかなど、子どもたちが積極的に「考える」場面を創出していく。関心のあること、分からないことについて深掘りして調べたり、友だちの思いを受け止め、認め合う力などを伸ばしていくことが、小学校生活への円滑な接続につながると考える。ひいては、子どもたちが将来、目的や課題について自分の力で考え、判断し、責任をもって行動できる「主体性」の礎を育みたい。

保護者・子育て支援にも引き続き力を入れていく。新たな取り組みとして、保護者さまが気軽に子育て相談ができる場「ほっとるーむ（仮称）」も設定した。登降園時や連絡帳のやり取りにとどまらず、子育てに関する心配ごとや不安などを話してもらい、一緒に考えて、保護者さまが前向きな気持ちになれるようサポートできればと考える。園だよりのお知らせ欄などを通して、活用していただくよう呼び掛けも始めた。

職員一人ひとりが「寄り添い」「共感」「伴走」を心掛けながら、新時代の保育ニーズに対応できるスキルを身に付け、磨いていきたい。